

議案第 1 0 7 号

東扇島コンテナ関連施設整備工事請負契約の変更について

東扇島コンテナ関連施設整備工事請負契約（令和 3 年 1 2 月 1 5 日議決、令和 5 年 3 月 3 日市長の専決処分にて契約金額の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

4 の契約金額「9 4 4 , 3 1 9 , 2 0 0 円」を「9 9 5 , 1 7 9 , 9 0 0 円」に変更する。

参考資料

- 1 東扇島コンテナ関連施設整備工事請負契約の締結について（令和３年１１月２６日提出、令和３年１２月１５日議決）

1	工 事 名	東扇島コンテナ関連施設整備工事
2	工 事 場 所	川崎市川崎区東扇島９３番地内
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	８９４，７７３，０００円
5	完 成 期 限	令和５年９月２９日
6	契 約 の 相 手 方	川崎市中原区上丸子山王町１丁目１４０７番地 重田造園・重田・大恵共同企業体 代表者 重田造園土木株式会社 代表取締役 重田 誠二 構成員 株式会社 重田組 代表取締役 重田 洋一 構成員 大恵建設株式会社 代表取締役 山田 高士

- 2 地方自治法第１８０条の規定による市長の専決処分の報告について（令和５年３月３日専決処分、令和５年６月１２日提出）

市長の専決事項の指定第４項による専決処分

変更前契約金額	８９４，７７３，０００円
変更後契約金額	９４４，３１９，２００円

3 変更理由

コンテナ車両の動線等について、コンテナターミナル利用者と協議した結果、舗装構成等を見直す必要が生じたことから、数量等の変更を行うものである。